

## 指導行政のポイント

### 「君が代」の“起立斉唱義務”

菱村 幸彦

このところ、「君が代」斉唱をめぐるニュースが続いた。1つは、最高裁における判決。もう1つは、大阪府における条例制定である。

#### 起立命令の合憲性を明示した最高裁

まず、最高裁判決からみてみよう。都立高校の卒業式で校長の起立斉唱命令に従わず戒告処分を受け、定年後の再雇用選考で不合格となった元教員が、起立斉唱命令は憲法19条（思想・良心の自由）に反するとして、東京都に損害賠償を求めていた訴訟（同じ争点の訴訟が複数ある）について、最高裁は、5月30日と6月7日に、それぞれ職務命令は憲法19条に違反しないとする判決を言い渡した。

最高裁判決のポイントは、次のとおりである。

- (1) 国歌斉唱時の起立斉唱行為は、慣例上の儀礼的な所作であり、起立斉唱命令が元教師の歴史観・世界観を否定するものとはいえない。
- (2) 起立斉唱命令は、特定思想を強制したり、禁止したり、告白を強要するものではないから、思想・良心の自由を直ちに制約するものとはいえない。
- (3) ただし、起立斉唱行為は、思想・良心の自由の間接的な制約となることは否定できないから、その制約が必要かつ合理的なものであるかについて、職務命令の目的、内容、制約の態様等を総合的に較量して判断すべきである。
- (4) 起立斉唱命令は、法令の趣旨に沿っており、式典にふさわしい秩序の確保等を図るものであるから、間接的制約を許容しうる必要性和合理性がある。

今回の最高裁判決は、東京都の小学校で「君が代」のピアノ伴奏命令を拒否して戒告処分を受けた教員が起こした訴訟に対して、平成19年2月27日に最高裁判決が下した判決と基本的に同じである。ただ、1つ違うのは、上記(3)のように、思想・良心の

自由の間接的制約について吟味している点である。

いずれにしても、今回の最高裁判決によって、平成15年の都教委通達以来続いた起立斉唱命令をめぐる訴訟に終止符が打たれたといえよう。

#### 教員の起立義務を条例で制定

もう1つは、大阪府の条例である。大阪府の橋下徹知事が代表となっている「大阪維新の会」は、国歌斉唱時の教員の起立を義務づける条例案を府議会に提案し、6月3日に可決成立した。

条例は、正式には「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」という。条例のポイントは、次の2点である。

- (1) 府の施設（学校を含む）においては、執務時間中、利用者の見やすい場所に国旗を掲げるものとする（3条）。
- (2) 府立学校および府内の市町村立学校の行事において行われる国歌斉唱にあつては、教職員は起立により斉唱を行うものとする（4条）。

教員に国歌斉唱時の起立を義務づける条例は、全国で初めてである。条例案を提出した際、「強制の必要があるのか」という批判が強かったが、橋下徹知事は、条例化の姿勢を崩さなかった。

維新の会では、引き続き9月議会で繰り返し起立を拒む教員を懲戒免職にする処分基準を定める条例案を提出する方針という。懲戒免職の基準条例となると、こちらは法的にも議論が分かれるだろう。

国旗・国歌の意義やマナーを児童・生徒に正しく指導することは、公教育を担う教師の責務である。国歌斉唱時に起立しないことは、その責務を拒否することにほかならない。橋下知事が「起立しなくなったら、公務員をやめるべきだ」と発言した旨が伝えられているが、これに賛同する人は少なくないのではないか。

（ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長）

●最新刊好評発売中！「教育の最新事情」をコンパクトにわかりやすく解説！B6判／272頁／定価2100円

## 『教育の最新事情がよくわかる本 2』 教育開発研究所【編】

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488 をご利用ください（24時間受付・即日発送）